

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3217432号
(U3217432)

(45) 発行日 平成30年8月9日(2018.8.9)

(24) 登録日 平成30年7月18日(2018.7.18)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 7 K 4/00 (2006.01) A 4 7 K 4/00
A 4 7 K 17/02 (2006.01) A 4 7 K 17/02

評価書の請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 実願2018-1940 (U2018-1940)
 (22) 出願日 平成30年5月27日(2018.5.27)

(73) 実用新案権者 718002927
 岸 俊彦
 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2丁目5番地3 SE-1803
 (72) 考案者 岸 典子
 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目3番地14号

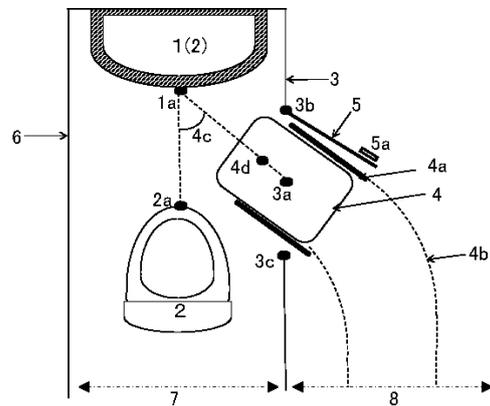
(54) 【考案の名称】 車椅子から便座へ自力で移乗できる三点ポイントレストルーム

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】車椅子で生活できるレベルの高齢者または身体障害者が、排泄行為の際に車椅子から自力で便座に安全に移乗できるレストルームを提供する。

【解決手段】洋式便座2とその前方に配した耐荷重手摺み部1と、洋式便座の側部に側壁面3及び扉開口部があるレストルームであって、平面図において、耐荷重手摺み部端部と洋式便座先端部を結ぶ直線から40°から70°の角度を成す任意の直線と側壁面の延長線との交点を中心に、扉開口部に70cm以上の巾があり、かつ耐荷重手摺み部上面の高さが65cm~80cmであるようにレイアウトされている。便座と、耐荷重手摺み部、及び車椅子4との三点ポイントの距離関係を考慮したレイアウト構造により、三点ポイント間の移動がスムーズになる。

【選択図】 図2



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

洋式便座とその前方に配した耐荷重手掴み部と、前記洋式便座の側部に側壁面及び扉開口部があるレストルームであって、その平面図において、前記耐荷重手掴み部端部と前記洋式便座先端部を結ぶ直線から40°から70°の角度を成す任意の直線と上記側壁面の延長線との交点を中心に、前記扉開口部に70cm以上の巾があり、かつ前記耐荷重手掴み部上面の高さが65cm～80cmであるレストルーム

【請求項 2】

平面図において、前記耐荷重手掴み部端部と前記便座先端部との距離が35cm～50cmであり、かつ前記側壁面と対側壁面の間の中内寸が80cm～100cmである請求項1記載のレストルーム

10

【請求項 3】

前記耐荷重手掴み部の構造が洗面台または手洗い台である請求項1または請求項2記載のレストルーム

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、高齢者に対する安全性に優れ、高齢者の自尊心を確保することができ、また高齢者の自立を支援することができる、レストルームのレイアウト構造に関する。

20

【背景技術】

【0002】

高齢化社会の急速な進行の中に於いて、老人ホーム等の介護施設が今後ますます不足する時代を迎えており、多くの高齢者が十分な介護を受ける事ができなくなることが想定される。

一方、最後まで、自分らしく尊厳を保ち、有意義に暮らしたいという事が多くの高齢者の願いとなっている。しかしながら在宅での自立生活は、本人はもとよりその介護者の身体的、精神的負担は、極めて厳しいものがある。その第一要因がトイレでの排泄行為であることは言うまでもなく、その対策が色々考えられている中で最も重要なのはレストルームのレイアウトである。

30

【0003】

従来より、老人ケア用の療養器具やそれに伴う建造物は、各種提案されている。例えば特許文献1には、要介護人を介護するために介護人に過度な労働を強いることない療養機器(ベッド、トイレ、ユニットバス)のレイアウトの発明も提案されている。

しかしながら多くは介護人が必要な要介護者を前提としており、日常車椅子で生活でき、自力で手を使えば腰の移動ができるレベルの高齢者または身体障害者向けのトイレ排泄行為を支援するレイアウト提案は少ない。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

40

【特許文献1】特開平6-134008号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0005】

多くの一般家庭におけるトイレ建築物では、一つの部屋の中に便座が単に配置されており、車椅子で多少動ける状態の高齢者または身体障害者においても介護者に頼らなければ便座に移乗することができない等、自立支援に対する配慮に欠けるといった問題もあった。

従って、本発明の課題は車椅子で生活できるレベルの高齢者が、車椅子から自力で便座に安全に移動できるレストルームのレイアウト構造を提供することにある。

50

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明者は、前記課題を解消すべく検討した結果、レストルーム内の便座と、耐荷重手掴み部、及び車椅子との三点ポイントの距離関係を考慮したレイアウト構造により、その三点ポイント間の移動がスムーズになり、前記目的を達成しうることを知見した。ここで耐荷重手掴み部とは便座前方に配され人間が車椅子と便座間を移乗する際に手で掴んで立ち上がりながら体重をかけても耐えうる構造物であって、洗面台縁部や手摺りを指す。

本発明は、個々のトイレ器具の新しい構成に関するものではなく、レストルーム内の三点ポイント設置レイアウトを新たに提案するものである。

【考案の効果】

【0007】

本考案のレイアウトによって車椅子で生活できるレベルの高齢者または身体障害者が、車椅子から自力で便座に安全に移乗することができ、かつ便座から車椅子にも安全に戻る事ができる。またこれにより自立生活上での一番の懸案である排泄行為への負担感を軽減することができる。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】図1はレストルームの設置レイアウトを示した平面図であり、便座に座った時に右側に扉がある例であり、扉を開けて車椅子が斜め後方から進入した状態を示している。

【図2】図2は図1の耐荷重手掴み部を洗面台縁部にしたレイアウトを示した平面図である。

【図3】図3は耐荷重手掴み部と洋式便座を側面から見た断面図である。

【考案を実施するための形態】

【0009】

三点ポイント設置レイアウトにおいては、図1に示すように、耐荷重手掴み部と車椅子との距離、耐荷重手掴み部と便座先端部の距離はほぼ同じであることが好ましい。

図1では、車椅子進入角度 $4c$ で、車椅子が停止位置にあることを示しており、耐荷重手掴み部と便座先端部との距離(1a~2a)と、耐荷重手掴み部と車椅子座部との距離(1a~4d)はそれぞれ35cm~50cmである。この位置に車椅子を進入させるためには、耐荷重手掴み部と便座先端部を結ぶ直線から車椅子進入角度 $4c$ を成す任意の直線と側壁面3の延長線との交点3aを中心に車椅子が通過できる70cm以上の開口部がある必要がある。図1では開口部の巾は前記交点3aを中心にした3b~3c間の距離であり70cm~80cmである。

また図1では、車椅子進入角度 $4c$ は約 45° である。この車椅子進入角度は扉の構造と位置次第で 40° ~ 90° であっても良いが、躰の移乗のし易さを考えると、 40° ~ 70° であることが好ましい。

【0010】

このように扉の巾と位置は重要であり、建築の際あるいはリフォームの際に初めから考慮しておく事が必要である。図1では扉5は便座面の右側の側壁面に配してあるが、建築物の都合に応じて左側であっても良い。

【0011】

耐荷重手掴み部は、車椅子や、便座に腰掛けた状態から手が届き、そこを掴み立ち上がれることが重要な目的であり、そのために耐荷重手掴み部の上面高さ1bは65cm~80cmであることが好ましい。

構造としては図2の1(2)の様な洗面台であると好ましい。洗面台は多種多様な物があるが、図2の1(2)の様に手で掴める縁の部分がR形状の物がさらに好ましい。

または本考案を実施するための形態としては手洗いだけ用の手洗い台でも良い。洗面台または手洗い台は奥行き40cmも有れば、手に体重をかけるだけでなく、躰をあずけ易い。下着を下ろす際にも好適である。

10

20

30

40

50

【 0 0 1 2 】

洗面台や手洗い台を設置できない場合、この位置に耐荷重の手摺りを設置する事で代用しても良い。図1の1はその例である。手摺りだけでも将来いつでも後付けできる様に考えておくと良い。

ここで躰の横にある手摺りでは躰を持ち上げることは大変であり、便座の前にある手摺りを引くと躰が自然に立ちやすい事がポイントである。

【 0 0 1 3 】

車椅子座面と便座の高さもほぼ同じであることが好ましい。これによって便座と車椅子の座面、耐荷重手摺み部の三点間を結ぶ移動がスムーズであることがポイントである。

【 0 0 1 4 】

レストルームの面積はあまり広い必要はない。図1における巾内寸7は80cm~100cmを適寸としている。この場合、耐荷重手摺み部1aと扉開口部の中心点3aとの距離は50cm~70cmである。

これによって躰は常に、車椅子か洗面台か、便座に接触している様に近いので安心である。また、この広さで転ぶことはあり得なく、広過ぎるとかえって危険もある。

【 0 0 1 5 】

扉は設計上、開き扉でも引き戸でも良いが、図1のように開き扉の方が開閉も便利で好ましい。また開き扉は、70°も開けば十分である。開き扉であれば使用中開いている扉は、廊下前方からの目隠しとしても好適である。通常トイレ扉は60cm巾が多いが、ここでは車椅子が斜めに進入するので70cm巾が必要条件である。

【 0 0 1 6 】

本考案の主体はレストルームのレイアウト構造であるが、付帯条件として廊下の巾寸法8は、車椅子が通れるように最低80cm以上あることが好ましい。

【 実施例 】

【 0 0 1 7 】

ここでは本考案の実施例として、人の動作の観点から車椅子仕様での楽々三点ポイントレストルームの使い方を詳述する。下記動作の主語は高齢者または身体障害者の当事者本人である。

【 0 0 1 8 】

車椅子に乗って図1のように開口部の斜め後から近づき、扉5のドアノブまたはレバーハンドル5aを右手で引き外側に扉を開く。

扉開部に沿って、車椅子をカーブしながら扉開口部の中に進入する。

車椅子の左前輪を便座の脇付近までつけたら、車椅子を停止する。

この後、安全のため必ずストッパーをかける事に注意する。

【 0 0 1 9 】

右前方に設置された洗面台に手を伸ばし縁を掴んで、引き寄せながら腰を浮かせ立ち上がる。この三つの動作は同時に行う事がポイントである。

【 0 0 2 0 】

続いて、手と足元を中央にずらし洗面台に向かって立つ。

そこで洗面台に躰をあずける様に傾け乗せると、腰が浮き加減になるので、手で下着を下げる。ここで頭を前面壁に付けて立つと躰が安定する。

【 0 0 2 1 】

洗面台縁中央を掴んだまま、ゆっくり躰の重心を後ろの便座に移し、腰を下ろす。

【 0 0 2 2 】

排泄行為等の目的の用が足せたら、お尻洗浄、ペーパー使い、水を流す。

【 0 0 2 3 】

手洗い、手拭き、洗面などが完了したら、移乗した時と逆の動作、つまり洗面台の縁に手をかけ躰を引き寄せ、腰を浮かせ立ちあがる。

【 0 0 2 4 】

10

20

30

40

50

洗面台に躰を傾け、躰を浮かせて下着を上げ、身支度を整える。

【 0 0 2 5 】

洗面台の縁を掴み足元をずらし、腰を車椅子に向けてゆっくりと体重を乗せて座る。その後、車椅子のストッパーをはずす。

【 0 0 2 6 】

車椅子を斜めバックでカーブし、右手でドアを閉めながら廊下に出る。以上ですべて完了である。

【 0 0 2 7 】

上記実施例は自立できる高齢者または身体障害者の想定で示したが、要介護者でも手が使えてつかまり立ちが出来れば、介護人は手を添えるだけで、ずっと楽に補助ができる。ここはあくまでも程度に応じ、心配りが必要な事は言うまでもない。

10

【 産業上の利用可能性 】

【 0 0 2 8 】

以上詳述した本発明の3点ポイントレストルームのレイアウト構造によって、高齢者または身体障害者が在宅での自立生活上での難題であるトイレへの移乗を楽に行える。

これにより本人の自立意識向上が期待できる。また、自宅居住高齢者や身体障害者の為のみならず、介護施設でも、被介護者本人達の持てる機能を生かして自力で頑張る事の喜びに加え、本人はもとよりその介護者の身体的、精神的負担を軽減することができる。

或いはパラリンピック会場での車椅子使用のアスリート達の施設にも有用である。

20

【 符号の説明 】

【 0 0 2 9 】

1 耐荷重手掴み部

1 (2) 洗面台の例

1 a 耐荷重手掴み端部

1 b 耐荷重手掴み上面高さ

2 洋式便座

2 a 便座先端部

3 側壁面

3 a 開口部中心

3 b 蝶番部

3 c 開口端部

4 車椅子

4 a 車椅子後車輪

4 b 車椅子動線

4 c 車椅子進入角度

4 d 車椅子座部

5 扉

5 a ドアノブ

6 対側壁面

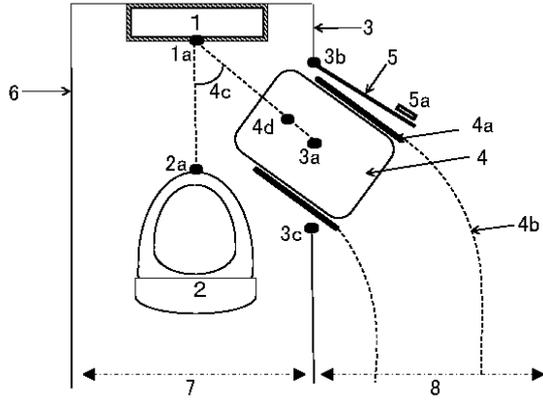
7 巾内寸

8 廊下巾

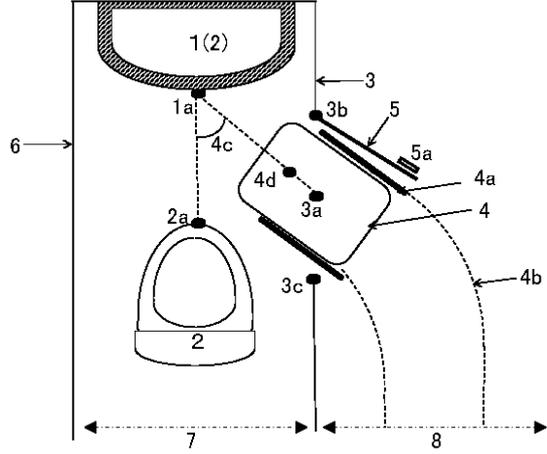
30

40

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

